

お ぎ し しゅわげんご ふきゅうおよ しょう とくせい おう
「小城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた
コミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」
しゅだん りょう そくしん かん じょうれい
(通称：手話言語・障がい者コミュニケーション条例)
つうしょう しゅわげんご しょう しゃ じょうれい

きほんりねん
基本理念

せいいてい
制定しました！
れいわ ねん がつ にち しこう
令和7年4月1日 施行

- 全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとする。
- 手話言語の普及は、手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるという認識を基本として行うものとする。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互の違いを理解し、人格と個性を互いに尊重することを基本として行うものとする。

「みんなで支え合い共に暮らせるやさしいまち小城市」の実現

せきむ やくわり
責務と役割

お ぎ し
小城市

- 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する取組を推進する
- 関係団体などと連携を図る



お ぎ し みん
小城市民

- 基本理念を理解する
- 市が推進する取組に協力するよう努める



お ぎ し ない
小城市内
じぎょうしゃ
事業者

- 基本理念を理解する
- 市が推進する取組に協力するよう努める
- 障がいのある人が自分にあったコミュニケーション手段を利用できるように、合理的配慮を行う

しょう 障がいのある人からひと なん 何らかのたいおう 対応を求められた場合に、ふたん 負担が重くなりすぎない範囲でたいおう 対応すること

障がいの特性に応じた色々なコミュニケーション手段の例

手話



手や指、肩の動き、顔の表情などを使って視覚的に表現する言語

要約筆記



話の内容をその場で要約して文字にして伝えるもの

筆談



紙などに文字や数字を使い、短い言葉でわかりやすく書いて伝えるもの

点字



盛り上がった6つの点の組み合わせで表された文字や記号

音訳



文字や図表などの情報を音声化すること

拡大文字



文字やイラストを拡大して見やすくしたもの

その他



わかりやすいかたちで伝えることや、身振りなどで伝えたり、スマートフォンやパソコンなどの情報機器を利用したりすること

条例理解のための Q & A

Q 障がいのある人が対象になる条例ですか？

A 全ての市民の方が対象となる条例です。

手話が言語であるということは障害者権利条約や障害者基本法でも位置付けられており、広く皆さんにご理解いただきたいと思います。また、コミュニケーションは受信者、発信者双方によって成り立っており、障がいのある人と障がいのない人がコミュニケーションを行うことも多くありますので、市民の皆さんに関係する内容であると考えています。

Q 私にもできることはありますか？

A 皆さんの周りには、見た目ではわからない障がいや特性を持って、困っている人がいるかもしれません。そういう人に対し、手話が言語であることや障がいに応じた多様なコミュニケーション手段があることを知り、状況に応じたコミュニケーションに努めましょう。